

決 算 審 査 特 別 委 員 会

口 頭 指 摘 事 項 (案)

令和元年12月19日

## 平成30年度決算に係る指摘事項一覧

### 【口頭指摘】

- 1 再犯防止推進体制の構築について (福祉保健部)
- 2 高齢者の交通安全対策について (生活環境部・警察本部)
- 3 県内企業の海外展開について (商工労働部)
- 4 二十世紀梨の生産支援と梨生産振興プランについて (農林水産部)
- 5 少年非行の防止対策について (警察本部)
- 6 「星取県」ブランド化に向けた取組について (交流人口拡大本部)
- 7 住民の適切な避難行動の促進について (県土整備部・危機管理局)
- 8 工業用水道事業について (企業局)
- 9 県立病院における安全な看護体制の確立について (病院局)
- 10 厚生病院における照明環境の改善について (病院局)

# 決算審査特別委員会 口頭指摘

(令和元年12月19日)

決算審査特別委員会において、平成30年度決算を審査した結果、検討又は改善を要する事項をまとめました。そのうち、口頭指摘についての申し渡しを行います。

## 第1点目は、再犯防止推進体制の構築についてであります。

犯罪をした者等が社会において孤立することなく再び社会を構成する一員となることにより県民の犯罪被害を防止するため、本県では全国に先駆けて平成30年4月に「鳥取県再犯防止推進計画」を策定し事業に取り組んでいるところであります。

そうした中、設置された鳥取県社会生活自立支援センターにおいては、これまで支援がなされていなかった起訴猶予者、保護観察がつかない執行猶予者等への支援を行い、一定の成果を挙げております。

しかし、県内では800件前後の刑法犯（成人）数があり、そのうち、センターでの支援が適当な者の特定が容易ではないため、年間20件程度しか支援できていません。関係機関と緊密に連携を図り、センターでの支援件数を増加するため、積極的に周知を図るよう努めるべきであります。

また、犯罪をした者等が再び社会の一員として復帰するためには、県民の理解も不可欠です。地域や職場等における人権学習において罪を償った人の人権の問題を取り上げ、包摂・共生社会の実現を図る方向からのアプローチも必要です。社会環境の整備を図るため、積極的な再犯防止の取組について広報・周知に取り組むべきであります。

## 第2点目は、高齢者の交通安全対策についてであります。

交通事故全体に占める高齢者の加害事故割合は増加傾向にあり、毎日のように高齢者の悲惨な加害事故が報道されています。本県においては、高齢者による加害事故件数は年々減少しているものの、平成30年では、交通事故全体の4分の1を高齢者の加害事故が占めており、その割合は、年々、増加しているのが現状です。

従来から高齢者への運転講習や啓発事業を行っているところではありますが、高齢者の加害事故の抑制に向けて、その原因をしっかりと分析し効果的な施策を講じるよう検討すべきであります。

### **第3点目は、県内企業の海外展開について であります。**

県内企業の海外展開支援拠点として、タイ・バンコクに鳥取県東南アジアビューロー、ロシア・ウラジオストクに鳥取県ウラジオストクビジネスサポートセンターが設置されています。

現地の受託企業が現地の経済動向等を提供したり、現地ネットワークを活用して進出企業とのビジネスマッチングが行われたりしていますが、要した経費に見合う、期待された成果が十分ではないように見受けられます。サポート機能及びマッチングを強化し、今後さらに成果を上げていく必要があります。

そのためにも、既存の取組を単に継続してだけでなく、事業効果が期待できる地域や業種を絞って事業展開をするよう検討すべきであります。

### **第4点目は、二十世紀梨の生産支援と梨生産振興プランについて であります。**

平成20年4月策定の「鳥取県梨産業活性化ビジョン」では、「旬」の梨を供給できる産地づくりと魅力ある梨経営を創出するため、「新甘泉」等の新品種を推進してきており、その結果として、鳥取県のブランドである二十世紀梨の生産面積は、年々減少しています。「鳥取県農業生産額1千億円達成プラン」の実現に向け、近年、単価も上昇してきている二十世紀梨の推進も含めた梨生産振興のためのプランの検討が必要であります。

現在一部の地域で実施されている「袋掛けの回数削減」や園芸試験場で研究されている「省力的な樹形研究」の成果を普及し、二十世紀梨の生産を維持するとともに、鳥取県のブランドである「二十世紀梨」を「新甘泉」や「王秋」と同様に特別対策品種に追加して、植栽や施設整備の支援制度を構築すべきであります。

### **第5点目は、少年非行の防止対策について であります。**

本県における「刑法犯で検挙・補導された少年」は、平成30年で170人とな

っています。平成26年～28年の215人～262人と比べると減少傾向にありますが、総数に占める中学生以下の割合は55.9%であり、非行の低年齢化が懸念されています。

特に、近年、インターネットやソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）等の影響によって、少年の問題行動が「見えにくく」なり、非行や犯罪被害の防止が困難となっている状況にあります。

現在、警察本部では、少年の規範意識醸成や社会との絆を強化するための「非行少年を生まない社会づくり」を推進しているところですが、急激に変化する時代に対応した取組を加速化する必要があります。

については、少年警察補導員の知識・能力の向上やスクールサポーターの活用等による関係機関との連携を強化するとともに、大人の認識が薄いと思われる最新アプリ等の悪影響について、家庭や地域、学校を巻き込んだ情報共有の迅速化に取り組むべきであります。

#### **第6点目は、「星取県」ブランド化に向けた取組について であります。**

県では、「蟹取県」「星取県」を切り口とした情報発信に取り組んでいますが、これまでのメディア戦略等によって、県内外での認知度が高まりつつあることは評価できます。今後も全国レベルでのブランド化に向けた取組を強化する必要があります。

一方、「星取県」の取組を地域経済の活性化につなげるためには、鑑賞スポットの聖地化や魅力ある星空観光メニューの充実等が不可欠であり、民間事業者との連携強化が特に重要となりますが、その取組に力強さを欠くように感じます。

については、本県が主体的に行っている情報発信とブランド化に向けた取組と併せて、県・市町村・観光団体・民間事業者とが適切な連携と役割分担を行うことで観光入込客数と観光消費額が増加し、県内により大きな経済効果をもたらすような取組を積極的に進めるべきであります。

#### **第7点目は、住民の適切な避難行動の促進について であります。**

近年、想定を超える降雨による大規模水害が全国的に頻発する中、本県では、

県民の命を守るため、「県管理河川の減災対策協議会」を設置するなど、関係機関で連携を図りながら水害対策を進めているところです。

平成 30 年度には、水位周知河川等 20 河川の浸水想定区域図の作成・公表、更には、それ以外の河川についても洪水浸水リスク図を一部公表していますが、これらを適切な避難行動に確実に結びつけることが重要です。

については、住民の避難意識と理解度を高めるため、市町村や自治会等と連携し、水害リスク情報や避難情報等を分かりやすく伝える取組をさらに加速化させるべきであります。

### **第 8 点目は、工業用水道事業について であります。**

日野川工業用水道は昭和 43 年度から利用が開始され、現在では 83 事業所に工業用水を供給していますが、老朽化等により管路から漏水が生じることがあり、漏水発生時には工業用水の供給を停止し応急対策工事が実施されています。

平成 30 年度には、応急対策工事が 5 月、翌年 1 月及び 3 月の 3 回実施され、延べ 29 時間供給が停止されました。このほか、9 月には計画的な漏水対策工事の実施のため、約 13 時間供給が停止されました。

いずれの場合も、夜間、早朝の時間帯や休日に工事期間を設定するなど、事業所への影響が最小限となるよう配慮がなされています。しかし、今後も漏水発生の可能性が高く、現在利用している事業所が継続利用を躊躇したり、新規事業所が利用を検討しないことも懸念されます。

については、こうした漏水対策の実施にあたっては、事業所の利用実態に一層配慮した実施方法を検討し、事業所に過度な負担を強いない方策を検討すべきであります。

### **第 9 点目は、県立病院における安全な看護体制の確立について であります。**

産前産後休暇・育児休暇の増加等に伴い、月 8 回以内という夜勤回数目標を超えて勤務をしている看護師が、平成 30 年 10 月において中央病院 54 人、厚生病院 32 人という状況にあります。

両県立病院とも、夜勤専従看護師の配置等により、全般的に夜勤回数の軽減を図っているところですが、看護師の確保を更に進めるなど、看護師の負担軽減及び夜間も含めた安全な看護体制の確立に一層取り組むべきであります。

また、看護師確保を進めるにあたっては、メンタルサポートも含めた健康管

理や、医療の高度化・複雑化等に対応できる能力育成等が適正に行われるためにも、看護師長の業務負担軽減も含め、院内のサポート体制の充実に取り組むべきであります。

**第10点目は、厚生病院における照明環境の改善について であります。**

厚生病院の玄関ホールや病棟の廊下等の照明については、患者・ご家族等の不安軽減、快適性の観点からは、十分な明るさが確保できているとは言えない状況です。

病院には、機能性のもとより、明るく温かみのある雰囲気づくりが必要であると考えますので、省エネ・経費削減効果も期待できるLED照明への切り替えなど、照明環境の改善に取り組むべきであります。

以上で口頭指摘の申し渡しを終わります。